

### 評議員変更の追認

今般、下記の任期途中の評議員の変更の申請が、理事会にありました。

そもそも評議員は、同窓会則第10条(評議員会)「明治学院同窓会役員選考規程」により選考された評議員候補者の中から評議員会の承認を得て選任されると規定されています。

従って、原則、評議員の任期途中の変更は、大変難しいものとなります。

しかし、今般の評議員の変更は、健康、仕事上等のやむを得ない事由が認められ、その評議員が欠員となることは、同窓会運営に支障をきたすことが考えられるので、理事会はその事情を受け止め、直近の評議員会で追認を受けることを前提に評議員変更を承認しました。

以上により、既に理事会において承認した下記の評議員の変更を今般の評議員会において追認いただきたくお願いします。

### 変更評議員名簿

	旧評議員	新評議員	変更事由	理事会承認日
秋田県	今野 鴻業	石岡 和志	健康のため	2016.4.21

(参考)

明治学院同窓会則

(評議員会)

第10条 .....

2. ....

3. 評議員は別に定める「明治学院同窓会役員選考規程」により選考された評議員候補

者

の中から評議員会の承認を得て選任する。

4. ....

5. ....

6. ....

7. ....